

岩盤規制改革の工程表などについて

平成26年9月30日

秋 池 玲 子
坂 根 正 弘
坂 村 健
竹 中 平 蔵
八 田 達 夫

1、岩盤規制改革の工程表(重点事項と来年度末までの改革スケジュール)

以下の「日本再興戦略」改訂2014(6月24日閣議決定)に基づき、「岩盤規制改革の重点事項と改革スケジュール」(いわゆる「工程表」)を早急に取りまとめる必要があるため、国家戦略特区諮問会議有識者議員として別紙を提案する。(今後、速やかに、規制改革会議等とも調整する必要がある。)

ii) 国家戦略特区の加速的推進

国家戦略特区は、2015年度までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくものである。残された期間内にこれを実現するためには、「岩盤規制改革の重点事項と改革スケジュール」を早急に取りまとめるとともに、国家戦略特区に関する以下の施策をはじめとする各種取組を加速化し、具体的な事業や提案ニーズに柔軟かつスピーディーに対応していくことが必要である。

2、区域会議の強化

区域会議の体制強化の必要性について、9月9日付けの民間議員ペーパーでも指摘したところである。その後の区域会議の状況も踏まえるに、区域会議の位置づけ(単なる会議ではなく、各区域の運営を担う中核機関であること)を制度上より明確化しつつ、国・関係自治体・民間の三者が一体となった取組を支える事務局体制を整備することが急務である。

<別紙>

岩盤規制改革の工程表(重点事項と来年度末までの改革スケジュール)

(注1) 以下の事項は、第2回 国家戦略特区諮問会議(2014年1月30日)の有識者資料に例示として掲げたものであり、重点事項として、これ以外を排除するものではない。

(注2) ※は、現行の国家戦略特区法に係る規制改革事項(いわゆる「初期メニュー」)等として、一定の措置がなされている事項(特段の記載がない限り、国家戦略特区法において、2014年4月に施行済み)。

<医療・介護・保育等>

※ 病床規制の撤廃

※ 混合診療

→ 「患者申出療養(仮称)」について、次期通常国会に法案提出(全国措置)

※ 医学部の新設

→ 国家戦略特区法に基づき検討中。本年内に速やかに措置

※ 株式会社の参入とイコールフットイング(医療機関、特別養護老人ホーム、保育所の経営等)(一部、構造改革特区で実現)

→ 遅くとも来年度に法案提出(少なくとも特区で実現。以下同じ。)

○ 医療法人の理事長資格要件(医師・歯科医師)の見直し

→ 本年内に速やかに法案提出

○ 遠隔診療の拡大

→ 本年内に速やかに措置

<労働>

※ 解雇ルールの明確化

※ 有期雇用規制の見直し(今国会で審議予定)

- 労働時間規制の見直し
→ 「新たな労働時間制度」について、次期通常国会に法案提出(全国措置)
- 有料職業紹介事業等の見直し
→ 遅くとも来年度内に法案提出
- 外国人在留資格の抜本の見直し
→ 本年内に速やかに法案提出

<教育>

- ※ 公設民営学校の実現
→ 本年内に速やかに法案提出
- ※ 株式会社の学校経営への参入とイコールフットイング(一部、構造改革特区で実現)
→ 遅くとも来年度内に法案提出
- 教育バウチャー
→ 遅くとも来年度内に措置
- 教育委員会制度の見直し(前通常国会で法案成立済み)

<農業>

- ※ 農業委員会の改革
- ※ 農業生産法人要件の見直し(役員要件等)
- 農業協同組合の在り方を見直し
→ 上記3事項について、次期通常国会に法案提出(全国措置)
- 農業生産法人要件の見直し(上記以外)
→ 遅くとも来年度内に法案提出